

●一般粉じん発生施設（大気汚染防止法）

	施設名	規模	構造・使用・管理に関する基準
1	コークス炉	原料処理能力が1日あたり50トン以上	<p>1.装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2.釜出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3.消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する施設を設置して行うこと。</p>
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ）または土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2.散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3.防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4.薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅が75cm以上、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石またはセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2.コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に3又は4の措置が講じられていること。</p> <p>3.散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4.防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

4	<p>破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く)</p>	<p>原動機の定格 出力が75kW以上</p>	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2.フード及び集じん機が設置されていること。 3.散水設備によって散水が行われていること。 4.防じんカバーでおおわれていること。 5.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
5	<p>ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く)</p>	<p>原動機の定格 出力が15kW以上</p>	<p>1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2.フード及び集じん機が設置されていること。 3.散水設備によって散水が行われていること。 4.防じんカバーでおおわれていること。 5.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

●粉じん関係特定施設(鳥取県公害防止条例)

	施設名	構造・使用・管理に関する基準
1	<p>バーク炭(のこず、木皮等を炭化させ、微粉炭にしたもの) 製造施設及び貯蔵施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2.フード及び集じん機が設置されていること。 3.戸、窓等が密閉されていること。 4.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	<p>打綿機及び混打綿機</p>	<p>1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2.フード及び集じん機が設置されていること。 3.戸、窓等が密閉されていること。 4.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>